八幡平市営建設工事に係る中間前金払制度実施細則

(平成 21 年 2 月 23 日 市長決裁) 一部改正(平成 23 年 1 月 12 日 市長決裁)

第1 趣旨

本細則は、八幡平市契約規則(平成 17 年八幡平市規則第 69 号)第 32 条第 3 項 に規定する八幡平市営建設工事に係る中間前金払の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 中間前金払制度の適用時期

平成21年3月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

第3 中間前金払制度の対象工事

公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する八幡平市営建設工事であって、当初の前金払がなされ、かつ、当該工事の請負代金額が500万円以上のものとする。

第4 中間前金払の対象となる経費の範囲

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事に償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

第5 中間前金払の割合

請負代金の10分の2以内(工期が複数年にわたる工事については、各年度の年割相当額の10分の2以内)とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の10分の6を超えてはならない。

第6 中間前金払の要件

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす場合に、中間前金払を行うことができるものとする。また、工期及び請負代金の額に変更がある場合、(1)から(3)までの適用については、中間前金払の認定請求時点の工期及び請負代金の額によるものとする。

- (1) 工期の2分の1(債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1。以下同じ。)を経過していること。
- (2) 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1(債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものであること。

第7 中間前金払の対象外

第6の(1)から(3)までのすべての要件を満たした場合でも、請負者が市に工事請 負代金代理受領承諾申請書を提出し、市が当該申請を承諾した工事については、中 間前金払の対象とはしない。

第8 中間前金払と部分払の併用

建設工事請負契約約款に部分払の規定がある場合に限り、中間前金払と部分払を 併用することができる。ただし、中間前金払の請求をしたときは、部分払の請求は 同一年度中2回を超えることができない。

第9 中間前金払の認定の方法

中間前金払の認定方法は、次によるものとする。

- (1) 請負者から、中間前金払の支払を受けたい旨の申し出があったときは、中間前金払認定請求書(様式第1号)に工事履行報告書(中間前金払用)(様式第2号)及び必要書類を添付し提出させるものとする。
- (2) 発注者は、請負者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、工事履行報告書(中間前金払用)等により第6に定める要件を満たすか確認を行い、確認の結果、要件を具備していると認めるときは、中間前金払認定書(様式第3号)を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部を保管するものとする。認定に際しては、工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。
- (3) 中間前金払の認定は、当該請求を受けた日から原則として7日(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)以内に行うものとする。ただし、請負者が提出した書類に不備があったとき若しくは添付資料等の提出が遅延したとき、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。